

# 転ばぬ先の杖 土地オーナーのための 生命保険活用術

土地オーナーにとっての生命保険は、その基本的な保障はもちろぬ必要ですが、それ以外に、所得税、法人税、相続税の節税対策を検討するうえで決してはずすことのできない存在といえます。また、相続発生時の遺産相続を円滑にするための遺産分割対策、キャッシュフロー対策、事業承継対策など幅広い分野での有効活用が可能です。今回はそのエッセンスをご紹介します。

## 相続税がかからない 保険契約の活用の仕方

【表1】は生命保険契約の契約形態によって、遺族が受け取る死亡保険金に対する税金の種類の違いを表しています。契約者とは、毎月なり毎年の保険料を負担する人です。また、被保険者は、誰の体に保険をかけるのか、その該当者となります。保険金受取人は、被保険者が死亡した場合に保険金を受け取る人のことをいいます。

【表1】 死亡保険金にかかる税金

	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
①	父	父	子	相続税*1
②	子	父	子	所得税 住民税 (一時所得)
③	父	母	子	贈与税

\*1：500万円×法定相続人の数=非課税

形態、つまり、父親が保険料を負担して自分の体に保険をかけて、死亡保険金は子供とか配偶者が受け取るといった形態が一般的です。この場合、「500万円×法定相続人の人数」（例えば、妻と子供2人がいる場合は、500万円×3で1500万円）が非課税扱いとなります。但し、注意しなくてはならないことは、仮に死亡保険金1億円を受け取った場合、この家族の例では1500万円は非課税扱いとなりますが、残りの8500万円については相続税

の課税対象となってしまうことです。一方、②の契約形態、つまり、子供が保険料を負担して親の体に保険を掛け、契約者である子供が死亡保険金を受け取るというものの、この場合は、受け取った保険金に対して相続税が一切かからず、一時所得として所得税が課税されます。一時所得は、「保険金・総支払保険料-50万円」となり、この金額に1/2をかけた金額がその年の所得に合算されて所得税・住民税が課税されることとなります。例えば、総額

6000万円の保険料を支払って、1億円の死亡保険金を受け取った場合、所得税・住民税の増額は1000万円以下となります。一方、相続税課税の場合、最高税率50%となりますので、場合によっては5000万円近い税額となります。相続税の税率が高い人ほど、一時所得課税のメリットを享受することができ、そのことを容易に理解していただけるかと思えます。

結論として、相続税の課税対象となる資産家の方は、まずは①の形態で生命保険の死亡保険金の非課税扱いの枠を利用して、その枠を超える分の保険契約については②の契約形態を活用するというのが賢い生命保険の活用法となります。なお、②の形態を活用する場合には、契約者となる子供に収入がない場合は、親から子供への保険料の贈与が得策です。贈与は年間110万円までは非課税となります。従いまして、その範囲内なら無税ですし、仮に年間150万円贈与したとしても、税額は4万円となり、きわめて低い税率で資産の移転が可能となります。

## 円滑な遺産分割のための 保険活用術

### 生命保険は遺産分割協議の 対象となりません

相続対策として、税額をいかに低く抑えるかという点は大変重要です。しかし、それ以上に重要なことのひとつは、「相続」を「争族」にすることなく、いかに円滑に遺産分割をすることかという点です。相続が発生したために血を分けた親族間で骨肉の争いが生じることが珍しくありません。相続が発生すると、10ヶ月の間に遺産分割協議書を作成し相続人全員が署名・押印しなくてはなりません。この遺産分割協議でトラブルが発生しないよう準備しておくことが、何よりも重要な点です。これには、遺言を残す等、いくつかの方法がありますが、その中で生命保険を活用する手があることは知っておくべきだと思います。

生命保険の死亡保険金はみなし相続財産という解釈のもとに、相続税の課税の対象となっていない。つまり、父親が保険料を負担して自分の体に保険をかけて、死亡保険金は子供とか配偶者が受け取るといった形態が一般的です。この場合、「500万円×法定相続人の人数」（例えば、妻と子供2人がいる場合は、500万円×3で1500万円）が非課税扱いとなります。但し、注意しなくてはならないことは、仮に死亡保険金1億円を受け取った場合、この家族の例では1500万円は非課税扱いとなりますが、残りの8500万円については相続税

ています。しかし、死亡保険金受取人の指定がある死亡保険金は、本来被相続人の財産ではなく、受取人固有の財産となります。その財産の取得原因がたとえ被相続人の死亡によるものとしても、保険金は遺産分割の対象とはなりません。例えば、家を継いでくれる長男に遺産の多くを残したいというケースがあったとします。所定の手続きを経た遺言を残すことにより、法定相続分に優先して遺言により配分されることとなります。しかし、法定相続人には、それぞれ法定相続分の2分の1の遺留分が認められており、その兄弟の相続分が遺留分以下になってしまいうきには遺留分の減殺請求を行なうことができます。そう考えると、遺言を残すという方法はあまり得策とは言えません。そこで父親は、自分を被保険者として生命保険に加入し、長男を死亡保険金受取人とします。この場合、死亡保険金は長男の固有の財産となり遺産分割協議の対

象とはなりません。もちろん遺留分の計算対象とならないので、結果として、長男に多くの遺産を渡すことが可能となります。相続が発生すると、被相続人名義の銀行口座は即座に凍結されます。入金、送金、引き出しはできなくなり、自動引き落としされている公共料金も引き落とせなくなります。これは、金融機関による遺産保全のための措置で、遺産分割が確定するまで続くこととなります。凍結された預貯金を引き出すには除籍謄本・相続人全員の印鑑証明・遺産分割協議書を添えたうえで金融機関での手続きが必要となります。これはつまり、遺産分割協議が完了している状態ですから、通常、死後数ヶ月はかかることになり、資産家の場合には期限の10ヶ月間を要することが多くなります。また、葬儀費用等、当面の資金が必要な場合

には、金融機関で手続きすることにより引き出しが可能ではありますが、通常150万円という低い限度額となります。そのような状況の中、生命保険の死亡保険金については、通常であれば請求手続き後1〜2週間で支払が完了します。また、一定金額を請求日から2〜3日以内に支払うという保険金クイック支払いサービスを導入する保険会社が増えていくようです。また、相続税対策という点、どうしても節税に目がいきがちですが、忘れてならないもののひとつに納税資金対策が挙げられます。節税ばかりに目がいつても、相続税額は下げることができたけれども相続税の納税資金が無いのでは意味がなくなってしまう。物納用の土地を残したり、会社からもらう死亡退職金を使う等の財源対策が重要になります。この点においても、生命保険に加入して死亡時に保険金を受け取れるようにしておくことは欠かすことができない納税資金対策のひとつです。

## PROFILE

本多良美 (ほんだよしみ)  
1960年東京都生まれ。獨協大学経済学部卒業。法政大学大学院 経営学専攻 修士課程修了。筑波大学大学院 企業法専攻 修士課程修了。相続・事業承継対策を専門分野に、エグゼクティブファイナンシャルプランナーを務める。経営士(日本経営士会会員)。株式会社アセットマネジメント代表。

